

役員退職慰労金支給規程

平成 5 年 4 月 1 日 施行

平成 24 年 10 月 1 日 改正

平成 29 年 4 月 1 日 改正

令和 元年 6 月 1 日 改正

(目 的)

第 1 条 理事および監事（以下「役員」という。）の退職慰労金に関しては、この規程の定めるところによる。

(退職慰労金の支給)

第 2 条 役員が退職又は死亡（以下「退職」という。）したときは、この規程の定めるところにより退職慰労金を本人又はその遺族に支給する。

ただし、島根県の職員としての身分を有する者及び島根県を退職し退職金の支給を受け役員となった者については、退職慰労金は支給しない。

(退職慰労金の額)

第 3 条 常勤役員の退職慰労金の額は、退職の日におけるその者の報酬月額に次条第 1 項に定める在職月数および別表 1 に定める割合を乗じて得た額とする。

2 非常勤役員に対する退職慰労金の額は別表 2 に定める支給額に次条第 2 項に定める在職年数を乗じて得た額とする。

(在職期間の計算)

第 4 条 常勤役員の在職期間は、常勤役員となった日の属する月から退職した日の属する月までの月数とする。

2 非常勤役員の在職期間は、役員になったときから退職したときまでの年数とする。なお、在職期間が 1 年に満たない、又は 1 年を超える端数月については、6 ヶ月以上は 1 年分に切り上げ、6 ヶ月未満は切り捨てるものとする。

ただし、在職期間が 10 年以上の場合は 10 年とする。

(功労金の支給)

第5条 在職中とくに功労のあった役員に対しては、理事会の承認を得て退職慰労金のほかに功労金を支給することができる。

附 則

この規程は平成5年4月1日から施行する。

附 則

1. この改正規定は、平成24年10月1日(以下「施行日」という。)から施行する。
2. 施行日前から在職している役員については、施行日前日までの期間においては、なお従前による。

附 則

この改正規定は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この改正規定は、令和元年6月1日から施行する。

(別表1) 常勤役員支給割合

区 分	支 給 割 合
会 長	100分の30
専務理事	100分の30
常務理事	100分の25
理 事	100分の20
監 事	100分の20

(別表2) 非常勤役員支給額

区 分	支 給 額
理 事	20,000
監 事	20,000